

消費税率等に関する経過措置について

令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。この税率の引き上げに伴い、水道においては経過措置が適用されるためその前後において以下のような税率で課税されることになります。

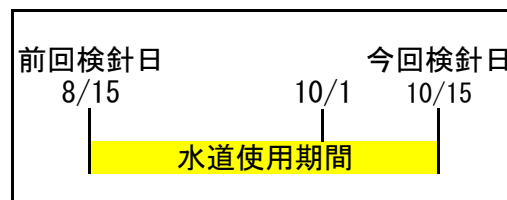
* 経過措置とは税率の引き上げ後に確定する料金について旧税率（8%）で消費税を計算することを言います。

$$\text{経過措置対象} = \text{施行日をまたぐ期間の上下水道料金} \times \frac{\text{前回検針日から令和元年10月31日までの期間の月数 (B)}}{\text{前回検針日から今回検針日までの期間の月数 (A)}}$$

<検針パターン別の税率例>

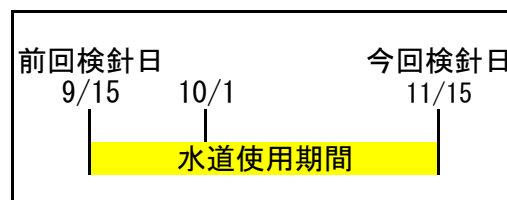
(パターン1：使用期間が10月1日をまたぎ、今回検針日が10月31日までの料金)

全ての料金について8%の税率で課税されます。



(パターン2：使用期間が10月1日をまたぎ、今回検針日が11月1日以降になる料金)

前回検針日から2か月以内に今回検針が行われた場合
全ての料金について8%の税率で課税されます。



右の例による計算経過

A 起算日 前回検針日の翌日 9月16日
 確定日 今回検針日 11月15日
 起算日から確定日までの期間 2月(9/16~10/15、10/16~11/15)

B 起算日 前回検針日の翌日 9月16日
 確定日 10月31日
 起算日から確定日までの期間 2月(9/16~10/15、10/16~10/31)

* 1月に満たない端数は1月扱い

$$\frac{\text{B}}{\text{A}} = \frac{2}{2} = 1 \quad (\text{全てが経過措置対象 8\%で課税})$$

(パターン3：10月1日以降の使用期間の料金)

全ての料金について10%の税率で課税されます。

